

標準処理期間の未設定理由

番号 43

| | |
|-----------|----------------------|
| 処 分 名 | 産業廃棄物の熱回収施設設置者の認定の更新 |
| 根 拠 法 令 名 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 条 項 | 第15条の3の3第2項 |
| 所 管 課 | 廃棄物対策課 |

【標準処理期間を未設定とした理由】

施設の種類、設置場所等により審査内容が大きく異なるため、標準的な処理期間を定めることが困難である。